

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成30年3月5日（月） 県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名	秋野 裕子 （公財）地方経済総合研究所 主任研究員） 井口 由美子 （熊本県行政書士会長） 大脇 成昭 （熊本大学法学部 准教授） 柿本 竜治 （熊本大学院自然科学研究科 教授）	
審議対象期間	平成29年10月1日 ～ 平成29年12月31日	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	3件	
指名競争入札	1件	
随意契約	0件	
談合情報	0件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定 ○熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会 は公開・非公開を決定するものとする」とあり、 今回も議事の公開・非公開について、事務局から 提案がっている。</p> <p>「議事（４）抽出事案の審議」のうち総合評価の 判定に係る審議部分と、「議事（５）委員間の意 見交換」を非公開とすることについて ○異議なし。</p> <p>○「議事（４）抽出事案の審議のうち総合評価 の判定に係る審議部分と、「議事（５）委員間の 意見交換」については非公開と決定</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【H27～29年度第3四半期までの熊本県発 注工事の入札結果の推移（資料1）】 ○随意契約だけ平成28年度より平均落札率が下 がっているのはなぜか。</p>	<p>（事務局の提案） ○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分に ついて事前に事務局で検討したので説明する。ま ず、「議事（４）抽出事案の指名理由及び経緯等 の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総 合評価判定シート」については、「公にすること により当該法人等又は当該個人等の権利、競争上 の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当 するため、また、「議事（５）委員間の意見交換」 もついて、今後の意見書作成に向けて委員間の率 直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議 の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円 滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成 できないと認められるとき」に該当し、非公開と 考えている。</p> <p>（報道関係者入室）</p> <p>（事務局）別添資料1～4を報告</p> <p>○平成28年度の随意契約件数を見てもらうと分 かるとおり、発災直後は応急対応のため、随意契 約をかなり多くやっている。業者も発災後で手一 杯な状況の中、5～7月にかけてほぼ100%近 くで落札されたものが影響しているものと思われ る。</p>

意見・質問	回答
<p>○金額階層別の平均落札率を比較すると、金額が大きいほど平均落札率の上昇率が高い気がしている。1千万円未満だと0.2%しか上がっていないが、5億円以上だと3.6%上がっている。この辺りの原因はなにか。</p> <p>【平成27～29年度の入札不調等の発生状況について（資料2）】</p> <p>○月別件数で、平成29年7月までは不調等の発生率が高いが、8月から発生率が下がっているのはなぜか。</p> <p>○今年1～3月の工事量の見込みはどうなっているのか。前年度と同じように大量に発注されれば、来年度当初も同じ要因で不調等が増加する懸念がある。</p> <p>○先ほど、発注時期を平均化して発注していくと不調等も減るかもという話はあったが、建築、土木の一部はまだ高い状況。この状況は解消できるのか、それとも業者自体が足りないという問題があるのか。</p>	<p>○今年度に関しては、人手不足解消のため8月の制度見直しでロットを拡大し、工事の大型化を図ったが、大きい工事については、業者側も手一杯だったということで、落札率が上昇する要因になったと考えられる。</p> <p>○詳細な分析までは至っていないが、前年度の1～3月に多くの工事を発注したことから業者側の手持ち工事が多く、年度当初の不調等の割合が高まったと考えられる。また、8月の入札制度等の見直しにより、技術者も含めて受注できる環境が整ってきたものと思われる。</p> <p>○昨年度は、国の直轄工事が先に発注され、後半に県工事の発注が多くなったため、国県工事がかなり輻輳している状態であった。まだ、県工事はある程度残っているので、発注量はあると思うが、国の工事は被災当初に比べると少し落ち着いてきているので、建設業者の受注環境は違うと思う。一方で、市町村工事の発注があるので、その辺りが読みにくいところではある。</p> <p>○県の発注計画でいくと、来年度にかけてはかなり解消してくると見込んでいる。建築については、今後発注件数そのものが減ってくるので、ある程度解消できていると思っている。</p>

意見・質問	回答
<p>【入札契約方式別発注契約工事一覧（資料3）】 ○1ページ目総括表の「①一般競争入札」の件数は0になっているが、発注はないのか。</p> <p>【指名停止等の運用状況一覧表（資料4）】 ○番号2は県外ゼネコンだが、有罪が確定されたわけでも、起訴されたわけでもないのに、逮捕された時点で指名停止となっているが、今世の中で話題になっているリニア新幹線の談合問題でも、大手ゼネコンが悪いことをしたと認定されたら県レベルでも指名停止の可能性はあるのか。</p> <p>○会社の規模に関わらず、熊本県に指名願いを出されている会社は対象になるということか。</p> <p>3 談合情報及び県の対応状況の審議 【談合情報及び県の対応（資料5）】 ○談合情報に関する資料を、公正取引委員会と警察に送付されているが、その後はどうなっているのか。</p> <p>4 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料6）】 ○抽出担当 柿本委員長から説明</p> <p>【審議対象工事（資料7） （1）黒川流域治水対策河川（小倉2次湛水地樋管4他上部）工事</p> <p>○指名業者選定の考え方の中に、県内で工事实績があるのは6者となっているが、工事の種類からいっても6者しかいないのか。</p>	<p>○「①一般競争入札」とは、国際条約で22.9億円以上は外国企業も含めて入札できるというWTO案件のことであり、通常実施している一般競争入札は「②条件付一般競争入札」に該当する。 ①の入札は、数年に1件程度しかない。</p> <p>○大手ゼネコンについても、本県に指名願いを提出されているところについては、当然何らかの措置があった場合には、同様に指名停止となる。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○何らかの処罰が出れば、建設業法に基づいた処分や指名停止として反映することはある。ただ、過去においてそこまで至った事例はあまりない。</p>

意見・質問	回答
<p>○県内全体見渡しても6者しかいないので、県外23者の中から5者を選んだということか。</p> <p>○県内には6者あるのに、県内5者と県外5者としたのはなぜか。</p> <p>○選べる時は、県内で全て選ぶということか。</p> <p>○県外を指名しても辞退されたりする。</p> <p>○震災関連工事は割と高めの落札率となっているが、この工事は落札率も低く最低制限価格で失格になっているところもある。この辺りの分析はどうなっているのか。</p> <p>(2) 上益城管内林地荒廃防止施設災害復旧事業 (梅雨災) 第9号工事 他4件合冊</p> <p>○結果として1者入札となっているが、この5つの工事をまとめて合冊とした理由はなにか。工事の性質が似ているからなのか、地域が相対的に狭い範囲だからなのか、あるいは両方なのか。</p> <p>○一つにまとめていっぺんに入札することに重点があって、災害工事なので1者入札はある程度やむを得ないという考え方で、合冊して入札したということか。</p>	<p>○こういう樋門は特殊なので、過去に受注したことのある者が6者である。</p> <p>○まずは、県内を優先的に選んだが、指名業者数が足りないなので、その分は県外業者の中から選定した。</p> <p>○たまたま、6者の中に関連する会社があったため。関連する会社は1者しか選ばず5者とした。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○工事規模が小さいということもあり、県外からは手が上がりにくい。</p> <p>○1m×1mで比較的小規模で、一番汎用品があり作りやすく、運びやすいということが、競争性につながったと思う。</p> <p>○別の少額工事を発注した時に、不調等があったことから、発注ロットを大きくするために合冊を行ったものである。基本的には地域でまとめている。</p> <p>○災害復旧ということで、土砂が溜まっており、危険もはらんでいたため、急いで発注しないといけないという面もあった。</p>

意見・質問	回答
<p>(3) 上初野川1 防災・安全交付金(火山砂防) 嵌入工工事</p> <p>○4者とも高めの金額で応札されているが、何か原因があるのか。</p> <p>(4) 小池竜田線(東無田) 28年発生橋梁災害 復旧(過年)工事その2</p> <p>○特になし。</p> <p>5 委員会の意見交換 (非公開)</p>	<p>○芦北・水俣地域は地震による大きな被害はなかったが、ダンプトラックや建設機械、交通誘導員等の確保が難しく、場合によっては型枠大工も鹿児島県から連れてくるような状況であったため、単価的に高めになったと推察される。</p>